

男鹿市告示第 7 3 号

男鹿市販路拡大支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市販路拡大支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市販路拡大支援事業費補助金交付要綱（令和 2 年男鹿市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助対象経費） 第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する次に掲げる経費とする。 (1)～(4) （略） <u>(5) 商品の開発や改善に伴う原材料費</u> <u>(6) 商談会のためのサンプル品の提供に要する経費</u> <u>(7) （略）</u> 2 （略）	（補助対象経費） 第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する次に掲げる経費とする。 (1)～(4) （略） <u>(5) （略）</u> 2 （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。